

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ①「認知症介護実践者等養成事業の実施について」
の一部改正について
- ②「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営に
ついて」の一部改正について
計 120 枚（本紙を除く）

Vol.535

平成 28 年 3 月 31 日

厚生労働省老健局

総務課認知症施策推進室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3975)
FAX：03-3503-2740

老 発 0 3 3 1 第 2 号

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

平成 27 年 1 月に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技能を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発 0331010 号)」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、本通知の施行に伴い、「認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について」(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326002 号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(平成 21 年 3 月 26 日老発第 0326003 号厚生労働省老健局長通知)は廃止する。

ただし、本通知の施行による改正前の認知症介護実践者等養成事業実施要綱 4 (1) の規定は、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年 3 月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<u>老 発 第 0331010 号</u> <u>平成 1 8 年 3 月 3 1 日</u> <u>最終改正 老 発 0331 第 2 号</u> <u>平成 2 8 年 3 月 3 1 日</u> 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症介護実践者等養成事業の実施について	<u>老 発 第 0331010 号</u> <u>平成 1 8 年 3 月 3 1 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0426003 号</u> <u>平成 1 9 年 4 月 2 6 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0515007 号</u> <u>平成 2 0 年 5 月 1 5 日</u> <u>一部改正 老 発 第 0326004 号</u> <u>平成 2 1 年 3 月 2 6 日</u> <u>一部改正 老 発 0316 第 3 号</u> <u>平成 2 4 年 3 月 1 6 日</u> <u>一部改正 老 発 0409 第 1 号</u> <u>平成 2 6 年 4 月 9 日</u> <u>一部改正 老 発 0415 第 5 号</u> <u>平成 2 7 年 4 月 1 5 日</u> 都道府県知事 各 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症介護実践者等養成事業の実施について

平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技術を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」を定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

（削除）

認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、「認知症介護実践者等養成事業」と名称を変更するとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、認知症介護に関する研修の役割等について、参考1「認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について」（平成21年3月26日老発第0326002号）により定めたところである。

これを踏まえ、参考2のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。

なお、認知症介護実践研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係団体、関係機関等へ周知を図られたい。

（参考1）

老 発 第 0326002 号
平成21年 3 月 26 日
老 健 局

認知症介護実践者等養成事業の役割、位置づけ等について

認知症高齢者は、今後増加が見込まれており、介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって当たることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する

(別紙)

(削除)

実践的な研修や、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対する適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施することが必要である。

このため、以下のとおり研修の種別及び実施主体を定めることとする。

1 研修の種別

前記を踏まえ、以下の研修を実施するものである。

(1) 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する研修

ア 介護保険施設・事業所等に従事する者に対し、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修

イ 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修

ウ 認知症介護に関する指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術を修得させるための研修

(2) 認知症介護を提供する事業所を管理する者等に対する研修

ア 認知症対応型サービス事業を開設する者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び運営に必要な知識を修得させるための研修

イ 認知症対応型サービス事業の管理者に対し、当該事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得させるための研修

2 研修の実施主体

原則として都道府県又は指定都市であること。なお、1 (1) アの研修については、認知症介護に関する実践的な知識及び技術の普及の拡大を図る観点から都道府県又は市町村のほか、都道府県又は市町村が認めた団体等の実施を可能とするとともに、同ウの研修については、認知症介護に関する指導的立場にある者の専門性を確保する観点から、認知症介護研究・研修センターが実施すること。

(参考2)

老 発 第0326003号

平成21年 3 月26日

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

4（１）及び（２）の事業については、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（３）～（５）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4（１）～（５）の事業は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

4（６）の事業については、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（７）の事業については、都道府県等とし、センターに委託して実施するものと

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第24項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業所又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業所等（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業所等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

前記に関わらず、4（１）の認知症介護実践研修及び4（５）の認知症介護指導者養成研修については、それぞれ4（１）、4（５）の規定によるものとする。

また、4（６）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

する。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

④ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいもので

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業所等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(新設)

あること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

(削除)

② 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、実施主体の長が適切に研修

(1) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 実施主体

都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人が実施するものとする。

なお、都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定にあたっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

③ 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、認知症介護実践者研修を修了後一定の期間を経過している者とする。

④ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

⑤ 実習施設

介護保険施設・事業所等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を

を行うことができると認められるもの。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

要綱（１）④の規定は、認知症介護実践研修について準用する。この場合において、「認知症介護基礎研修」とあるのは「認知症介護実践研修」と読み替えるものとする。

（３）認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

行うことができると認められるもの。

⑥ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑦ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修（認知症介護研究・研修センターにおいて実施されたものをいう。以下同じ。）修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意することにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

（例）

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護実践研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

（２）認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができるものと認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

実施主体は、指導者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(削除)

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込みのとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込みのとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は複合型サービス計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の

長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(6) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オのすべてを満たした者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 事業内容

長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 実施主体

本事業は、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下この項において「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、国は、センターが実施する認知症介護指導者養成研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。

② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業者等の長は、(6) ①の研修対象者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について(6) ①ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付す

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業所等の長は、次のア～オのすべてを満たした者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業所等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について下記ウについて確認の上、進達するものとする。なお、地域密着型サービス事業所の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付す

るものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

本事業の実施において、国は、本研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(8) その他

るものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(新設)

(6) 認知症介護フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(7) その他

① <u>（2）から（5）の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものである</u>ので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。 ② <u>4（2）の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号ハ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。</u> ③ <u>4（2）の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。</u> ④ <u>4（6）は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。</u> 5 認知症介護研修推進計画の策定 都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。 （別記） （略）	<u>（1）から（4）の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものである</u>ので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。 <u>（新設）</u> 5 認知症介護研修推進計画の策定 都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。 （別記） （略）
---	---

【改正後全文】

老 発 第 0331010 号

平成18年3月31日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症介護実践者等養成事業の実施について

平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技術を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」を定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別紙)

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

4（１）及び（２）の事業については、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（３）～（５）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4（１）～（５）の事業は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

4（６）の事業については、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4（７）の事業については、都道府県等とし、センターに委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認

知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

(1) 認知症介護基礎研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

④ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

(2) 認知症介護実践研修

① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

② 研修対象者

ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

要綱（１）④の規定は、認知症介護実践研修について準用する。この場合において、「認知症介護基礎研修」とあるのは「認知症介護実践研修」と読み替えるものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

実施主体は、指導者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講

師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するととも

に、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(6) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～オのすべてを満たした者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ(ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業者等の長は、(6)①の研修対象者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について(6)①ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

本事業の実施において、国は、本研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(8) その他

① (2) から (5) の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものである。各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

- ② 4（2）の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号ハ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。
- ③ 4（2）の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。
- ④ 4（6）は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

（別記）センター設置場所等

区 分	設置場所	事業主体
東 京	東京都杉並区	社会福祉法人 浴風会
大 府	愛知県大府市	社会福祉法人 仁至会
仙 台	宮城県仙台市	社会福祉法人 東北福祉会

老総発 0 3 3 1 第 3 号
老高発 0 3 3 1 第 3 号
老振発 0 3 3 1 第 2 号
老老発 0 3 3 1 第 4 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局 総 務 課 長
（公印省略）
高齢者支援課長
（公印省略）
振 興 課 長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

ただし、本通知の施行による改正前の 1 の事業の規定は、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）新旧対照表

改 正 案	現 行
老計発第0331007号 平成18年3月31日 <u>最終改正 老総発0331第3号</u> <u>老高発0331第3号</u> <u>老振発0331第2号</u> <u>老老発0331第4号</u> <u>平成28年3月31日</u> 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生労働省老健局計画課長 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について	老計発第0331007号 平成18年3月31日 一部改正 老計発第0426001号 平成19年4月26日 一部改正 老計発第0515001号 平成20年5月15日 一部改正 老計発第0326004号 平成21年3月26日 一部改正 老高発0316第1号 老振発0316第1号 老老発0316第5号 平成24年3月16日 都道府県 各 民生主管部（局）長 殿 指定都市 厚生労働省老健局計画課長 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

1 認知症介護基礎研修

本研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、実施主体の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（1）①に定める者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（1）のとおりとする。

オ 要綱4（1）③アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとする。

カ 受講者の負担や実施主体の実情に応じて、本研修における講義の一部を通信学習とすることができるものとする。

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、認知症介護実践リーダー研修については、局長通知の別紙2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）4

（1）において、認知症介護指導者養成研修については、要綱4（5）においてそれぞれ定められているところであるが、認知症介護実践リーダー研修については、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であること、並びに認知症介護指導者養成研修については、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修であることを踏まえ、通知するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

（新設）

2 認知症介護実践研修

(1) 認知症介護実践者研修

ア 認知症介護実践者研修は、施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得することをねらいとする。

イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験２年程度の者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙１（2）アのとおりとする。

オ 要綱４（2）⑤アの修了証書の様式を別紙２（１）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業者（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者の状況を精査した上で、事業者から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(2) 認知症介護実践リーダー研修

1 認知症介護実践研修

(1) 実践者研修

ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。

イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験２年程度の者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙１（1）アのとおりとする。

研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数２０時間（1,200分）のうち、必修科目について１５時間（900分）以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱４（1）⑤アの修了証書の様式を別紙２（１）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(2) 実践リーダー研修

ア 認知症介護実践リーダー研修は、ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させることをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1（2）イのとおりとする。

（削除）

オ 要綱4（2）⑤アの修了証書の様式を別紙2（1）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設又は介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1（1）イのとおりとする。

研修の実施主体は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、研修の実施主体の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の2分の1に相当する実習時間は確保するものとする。

オ 実習施設については、要綱4（1）③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱4（1）⑤アの修了証書の様式を別紙2（1）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講する

以下「指定基準」という。)第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。)第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)が、当該事業を行う事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第31号ハ、ニ又は第85号に規定する基準を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者から推薦された者の受講について、各事業者の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

(削除)

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4(3)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

ことにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所から推薦された者の受講について、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

ク 本研修の実施主体は、要綱4(1)②に定められているとおり、都道府県、市町村及び都道府県知事又は市町村長が指定する法人であること。

2 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4(2)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市(以下、「都道府県等」という。)の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（3）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に新規開設を予定する要綱4（3）①の事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査の上、受講することが適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4（3）③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型居共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）とするが、地域の実情に応じて、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（3）のとおりとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出させることとする。新たに事業を開設する者については、指定申請時に市町村の長あてに提出するものと

イ 研修対象者については、要綱4（2）④アにより、各市町村の長を通じて申込みを行った者とし、実施主体が選定を行うものとする。市町村の長は、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査を行い、受講することが適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4（2）③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（2）のとおりとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業所運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出させることとする。新たに事業所を開設する者については、市町村の長あてには、指定申請時に提出する

する。

オ 要綱４（３）⑤アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとし、前記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱４（４）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（４）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱４（４）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（４）のとおりとする。

オ 要綱４（４）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱４（５）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利

ものとする。

オ 要綱４（２）5アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとし、前記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

3 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱４（３）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（３）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については、市町村が当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（３）のとおりとする。

オ 要綱４（３）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱４（４）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所における小規模多機能型居宅

用に係る計画又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（５）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱４（５）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（５）のとおりとする。

オ 要綱４（５）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

6 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱４（６）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱４（６）①に定める者とする。なお、要綱４（６）①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）は、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年

介護計画又は指定複合型サービス計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（４）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（４）のとおりとする。

オ 要綱４（４）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱４（５）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱４（５）③ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）は、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。

通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者とする。

ウ 研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（6）のとおりとする。

オ 要綱4（6）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

7 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者フォローアップ研修については、要綱4（7）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4（7）①に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（7）のとおりとする。

オ 要綱4（7）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

8 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、25日間とする。
さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約4週間程度の職場研修期間を設定するものとする。

また、研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（5）のとおりとする。

オ 要綱4（5）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

6 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱4（6）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4（6）に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（6）のとおりとする。

オ 要綱4（6）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。

7 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の

職種や人数等、

- ② 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てた上で、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙４のとおり定めたので、これに準じて策定すること。今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(削除)

職種や人数、実践リーダー研修の実施が可能な実習施設の状況等、

- ② 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てたうえで、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙４のとおり定めたので、これに準じて策定すること。

ウ 計画の期間

これまで、平成１７年度を初年度とする新たな５年間の計画を策定していたところであるが、今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要な計画の見直しを行うものとする。

改 正 案						現 行					
(別紙1) (1) <u>認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 講義・演習6時間(360分)</u>						(別紙1) <u>(新設)</u>					
科目	目的	内容	時間数	区分	通信形式で実施できる科目						
<u>(1) 認知症の人の理解と対応の基本</u>	<u>認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。</u>	・ <u>認知症の人を取り巻く現状</u> ・ <u>認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識</u> ・ <u>具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方</u> ・ <u>認知症ケアの基礎的な技術に関する知識</u>	180分	講義	○						
<u>(2) 認知症ケアの実践上の留意点</u>	<u>認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。</u>	・ <u>認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法</u> ・ <u>不適切なケアの理解と回避方法</u> ・ <u>病態・症状等を理解したケアの選択</u> ・ <u>行動・心理症状（BPSD）を理解したケアの選択と工夫</u> ・ <u>自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り</u>	180分	演習							
<u>(削除)</u>						(1) <u>認知症介護実践研修 標準カリキュラム</u>					

ア 実践者研修 講義・演習36時間（2,160分） 実習：他施設実習1日、職場実習4週間、実習のまとめ1日

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
1 認知症介護の理念					
(1) 認知症介護実践研修のねらい	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、受講の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	・研修目的・目標の明示。 ・目的・目標とカリキュラムの関係を示す。 ・研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。	60分	演習	
(2) 新しい認知症介護の理念の構築	高齢者の能力に応じて自立した生活を保障するために求められる介護理念を、グループワークを通して検討し、自分の言葉で構築することを目指す。その際に、先進的な事例を複数例示し、抽象的にならず具体的に検討することをうながす。	・先進的介護サービス事業所の理念の提示（2つ以上の複数であること）。 ・演習を通して他研修生の意見を聴き、自分の介護を振り返る。 ・介護理念の再構築。	300分	演習	
(3) 研修の自己課題の設定	「ねらい」「理念の再形成」を元に、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	・研修中の課題設定。 ・課題を文章として示す。	60分	演習	
2 認知症高齢者の理解と生活の捉え方					
(1) 医学的	認知症という病気と症状の説明で	・認知症の原因疾	60	講	○

	理解	終わるのではなく、医学的理解が認知症介護を行うにあたって必要とされる理由が理解されること。 医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。	患とそれに伴う障害等の内容およびそれらが個人の生活活動に及ぼす影響。 ・自立支援の中で医学の果たす役割の提示。	分	義	
	(2) 心理的理解	認知症によって高齢者の心理にどのような変化が生じ、それが生活面にどのような影響を与えるかを学び、高齢者の心理面の理解を深めること。高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。	・加齢や老化による心理面への影響と認知症が及ぼす心理面への影響。 ・それらが個人の生活活動に及ぼす影響。 ・周囲の対応。 ・環境が個人に及ぼす心理面の影響。 ・自立支援の中で心理的理解が果たす役割の提示。	60分	講義	○
	(3) 生活の捉え方	「医学的理解」「心理的理解」の講義を元に、認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を講義のみではなく演習を通して理解を深めること。	・生活障害としての認知症の理解。 ・個人と認知症との関係の理解。 ・生活支援の重要性の理解。 ・演習は90分以上であること。	120分	講義 ＋ 演習	○
	(4) 家族の理解・高齢者との関係の理	家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題	・高齢者と家族との関係。 ・認知症が家庭内に与える影響	90分	講義	○

	解	<u>や課題を理解し、家族への支援の重要性の理解を深めること。</u>	<u>(介護の困難さを含む)。</u> ・ <u>家族支援の方法と効用。</u> ・ <u>講義には家族を講師として採用する等の広い人材の登用を考慮すること。</u>			
	(5) <u>意思決定支援と権利擁護</u>	<u>認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきかを理解すること。その阻害の例として、虐待、拘束の内容を理解し、人権擁護の具体的な方法の理解を深めること。</u>	・ <u>個人の人權の重要性。</u> ・ <u>自由の尊重と意思決定の尊重。</u> ・ <u>虐待・拘束の定義と具体的内容。</u> ・ <u>人権擁護・成年後見制度。</u>	60分	講義	○
	(6) <u>生活の質の保障とリスクマネジメント</u>	<u>認知症を抱えたことで生じる生活上の困難は、本人の生活の質の低下のみならず、事故の危険性も高めることを知る。従来のリスクマネジメントは、事故に対する危機管理が中心であったがそれだけでなく、認知症を抱えた個人の生活の質を継続的に保障するためのリスクマネジメントのあり方を学ぶこと。</u>	・ <u>認知症が及ぼす事故の危険性の内容。</u> ・ <u>個人の生活の質の保障の重要性。</u> ・ <u>認知症介護に求められるリスクマネジメントの目的と内容。</u> ・ <u>家族の了解を含めたリスクマネジメントの方法。</u> ・ <u>(前述の講義を受け)安全管理と人権の関係の理解。</u>	60分	講義	○
	(7) <u>認知症</u>	<u>「医学的理解」から「生活の質の</u>	・ <u>介護現場で、介</u>	120	講	○

	<u>高齢者の理解に基づいた生活のアセスメントと支援</u>	保障とリスクマネジメント」の講義を基に、高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援として必要な、認知症介護のアセスメントと生活支援の基本的な考え方の理解を深めること。	護理念と個人の介護目標を結びつけることの重要性。 ・認知症介護におけるアセスメントとケアプラン作成の際の基本的な考え方。	分	義	
	<u>(8) 事例演習</u>	上記の講義をうけ、事例（これはモデル事例もしくは研修生からの提出事例を使用する）を用いて、個人への支援にたったアセスメントと生活支援の方法の基本を理解すること。	・事例演習による具体的な考え方の体験的理解。 ・援助方法の展開の体験的理解。	180分	演習	○
	3 認知症高齢者の生活支援の方法					
	<u>(1) 援助者の位置づけと人間関係論</u>	高齢者、家族、その他の援助者、地域住民等との対人関係のとり方を理解し、援助者に求められる位置づけとあり方の理解を深めること。	・高齢者、家族、他の援助者、近隣住民等との関係の持ち方の基本。 ・援助者の位置づけとあり方。	90分	講義	
	<u>(2) コミュニケーションの本質と方法</u>	高齢者だけでなく、家族や他の援助者等とのコミュニケーションに際して、コミュニケーションの本質（意義・目的とすること）を理解し、その上で実践で活用できる技法の基本を理解すること。	・コミュニケーションをとることの意義と目的。 ・高齢者とのコミュニケーション技法。 ・家族とのコミュニケーション技法。 ・他の援助者とのコミュニケーション技法。	90分	講義	
	<u>(3) 援助関係を築く</u>	「援助者の位置づけと人間関係論」「コミュニケーションの方	・事例を用いた具体的な援助展開	120分	演習	

	<u>演習</u>	<u>法」の講義を踏まえた演習を通して、実践で活用できる技術を身につける。</u>	<u>の方法の体験的理解。</u>			
	<u>(4) 人的環境と住居環境を考える</u>	<u>高齢者を取りまく人間関係としての人的環境と住まい（自宅、GH、施設など）を中心とした住居環境の理解を深め、2つの環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかける重要性を理解すること。</u>	・人間関係としての人的環境の内容と生活に与える影響。 ・すまいとしての住居環境の内容と生活に与える影響。	120分	講義	○
	<u>(5) 地域社会環境を考える</u>	<u>人的環境と住居環境を取り巻く、地域社会、社会制度などの地域社会環境の理解を深め、その環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかけることの重要性を理解すること。</u>	・地域社会環境の内容。 ・生活に与える影響。 ・地域社会環境との関係の取り方。	120分	講義	○
	<u>(6) 生活環境を考える演習</u>	<u>上記2講義を踏まえて、事例を通して具体的に介護における環境のあり方の理解を深め、環境への関わり方を考えること。</u>	・事例を用いた体験的理解。 ・環境への関わり方の具体的な方法の検討。 ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。	120分	演習	○

	(7) 生活支援の方法	「認知症高齢者の生活支援の方法」の教科のまとめとして、高齢者が、様々な人的・物的・社会的環境の中で生活していくことを、どのように支援していくべきかを理解し、事例演習を通してその方法を考えること。	・ 日常生活支援のあり方。 ・ その援助方法・環境調整、地域資源の活用的重要性。 ・ 事例を用いた体験的理解と具体的な方法の検討。 ・ 家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。 ・ 演習は 60 分以上であること。	90分	講義＋演習	○
	4 実習					
	(1) 実習課題設定	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	・ 自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。 ・ 他施設の見学実習、職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 ・ 本研修目的に沿っていること。	240分	演習	
	(2) 実習1：外部実習	他の介護保険事業場への1日の見学実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・ 実習課題に沿った実習の展開。 ・ 研修目的に沿っていること。	1日	実習	

(3) <u>実習2：職場実習</u>	<u>職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。</u>	・ <u>実習課題に沿った実習の展開。</u> ・ <u>研修目的に沿っていること。</u>	<u>4週間</u>	<u>実習</u>	
(4) <u>実習結果報告とまとめ</u>	<u>実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。</u>	・ <u>実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。</u> ・ <u>研修全体の自己評価の実施。</u> ・ <u>他研修生の自己評価の確認。</u>	<u>1日</u>	<u>演習</u>	

※ 「２(５)意思決定支援と権利擁護」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく要介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

イ 実践リーダー研修 講義・演習57時間 (3,420分) 実習：他施設実習3日以上、職場実習4週間、実習のまとめ1日

教科名	目的	内容	時間 数	区 分
<u>1 認知症介護の理念</u>				
<u>(1) 研修のねらい</u>	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、研修の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	・研修目的・目標の明示。 ・目的・目標とカリキュラムの関係を明示。 ・研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。	<u>60 分</u>	<u>演習</u>
<u>(2) 生活支援のための認知症介護のあり方</u>	職場の介護理念を振り返る前に、認知症介護において今後ともめられる「能力に応じ自立した生活」を支援するための認知症介護のあり方を、具	・介護保険法に基づいた自立支援のあり方。 ・地域ケアのあり方。 ・具体的事例の提示	<u>120 分</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>

		体的な取り組みを行っている事例を用いて学ぶことで、具体的なイメージを持つこと。	<u>(2つ以上であること)。</u> <u>・事例を用いた演習。</u> <u>・演習は 60 分以上であること。</u>		
	<u>(3) 介護現場の介護理念の構築</u>	「生活支援のための認知症介護のあり方」を踏まえて、自分の職場の理念を振り返り、新しい認知症介護理念の構築を行うこと。	<u>・自分の職場の理念の振り返り。</u> <u>・新しい理念の構築。</u> <u>・これらを演習を通して行う。</u>	180分	演習
	<u>(4) 介護現場の認知症介護のあり方に関するアセスメント</u>	「生活支援のための認知症介護のあり方」「介護現場の介護理念の構築」講義、演習を踏まえ、自分の職場の認知症介護に関するアセスメントを演習を通して行い、職場における認知症介護に関する課題を明らかにすること。	<u>・自分の職場のアセスメントを演習を通して行う。</u> <u>・自分の職場の課題と改善点を明らかにする。</u>	180分	演習
	<u>(5) 研修参加中の自己課題の設定</u>	上記 4 つの講義、演習を踏まえて、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	<u>・研修中の課題設定。</u> <u>・課題を文章として示す。</u>	60分	演習
	<u>2 認知症介護のための組織論</u>				
	<u>(1) 実践リーダーの役割と視点</u>	介護現場の実践リーダーとして、介護理念を介護現場で具体化していくために、実践リーダーが担う役割と、実践リーダーがそのために身につけるべき考え方としての視点を明らかにすること。	<u>・チームケアのあり方。</u> <u>・実践リーダーとしての自己理解と役割の理解。</u> <u>・他スタッフと関係の持ち方。</u> <u>・演習より講義内容を深める。</u> <u>・演習は 60 分以上であること。</u>	120分	講義 土演習
	<u>(2) サービス</u>	実践リーダーの役割として、	<u>・拘束、虐待の定義と</u>	180	講

	<u>展開のためのリスクマネジメント</u>	虐待、拘束、人権擁護の内容とその対応を理解するとともに、認知症により日常場面で生じうる高齢者の抱えるリスクを理解し、認知症介護を展開する際に、リスクマネジメントを具体的に展開していく技能を身につけること。	<u>具体的内容。</u> ・ <u>その対応方法。</u> ・ <u>人権擁護の内容。</u> ・ <u>成年後見制度の内容と活用。</u> ・ <u>自由の保障と安全管理の関係。</u> ・ <u>認知症が生活場面に及ぼすリスクについて。</u> ・ <u>演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。</u> ・ <u>演習は 90 分以上とする。</u>	分	義士演習
	<u>(3) 高齢者支援のための家族支援の方策</u>	実践リーダーの役割として、家族をどのように理解し、介護や支援を展開することが求められるかを理解し、家族支援できる技能を身につけること。	・ <u>家族の理解。</u> ・ <u>高齢者と家族との関係の理解。</u> ・ <u>自立支援のための家族の位置づけの理解。</u> ・ <u>演習による講義内容の理解と具体的援助技法の体験的理解。</u> ・ <u>演習は 90 分以上とする。</u>	180分	講義士演習
	<u>(4) 介護現場の環境を整える方策</u>	実践リーダーの立場から、組織内の対人関係と介護の質を維持向上させるため、介護の質を維持向上させるための職員のメンタルヘルスやストレスマネジメントの内容と方法を理解し、実践できる技能を身につけること。	・ <u>職員間の人間関係。</u> ・ <u>職場内のストレス。</u> ・ <u>職場のメンタルヘルス。</u> ・ <u>演習による講義内容の理解と具体的な援助方法の体験的理解。</u> ・ <u>演習は 90 分以上とする。</u>	180分	講義士演習

	<u>(5) 地域資源の活用と展開</u>	実践リーダーの役割として、高齢者の能力に応じた生活を支援するために必要な地域資源（公的、非公的両方の地域資源）の内容と連携する方法を理解し、支援できる技能を身につけること。	・公的、非公的の地域資源の内容。 ・地域資源との連携の方法。 ・演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。 ・演習は 90 分以上とする。	180分	講義 土演習
	3 人材育成のための技法				
	<u>(1) 人材育成の考え方</u>	積極的に人材育成に取り組んでいる具体的事例を用いながら、人材育成の目的やねらい、方法、工夫点、課題を理解し、人材育成の重要性を理解すること。	・具体例の提示。 ・具体例を通しての目的やねらい、方法、工夫点の提示。 ・人材育成の重要性と課題。	90分	講義
	<u>(2) 効果的なケースカンファレンスの持ち方</u>	実践リーダーとして、職員の意欲や動機付けを高める効果的なケースカンファレンスの持ち方の方法を学び、具体的な展開ができる技能を身につけること。	・ケースカンファレンスの内容。 ・事例提示の方法。 ・ケースカンファレンスの進め方。 ・演習による具体的な展開方法の体験的理解。 ・演習は 120 分以上とする。	240分	講義 土演習
	<u>(3) スーパービジョンとコーチング</u>	人材育成の方法であるスーパービジョンとコーチングの内容を理解し、実践できる技能を身につけること。	・スーパービジョンの内容と方法。 ・コーチングの内容と方法。 ・演習による講義内容の理解と具体的な技法の体験的理解。 ・演習は 120 分以上とする。	300分	講義 土演習
	<u>(4) 人材育成の企画立案</u>	人材育成の方法として、職場を中心に人材教育や研修を行う	・研修カリキュラムの企画立案の方法。	180分	講義

	<u>と伝達・表現技法</u>	うに際して、必要となる教育研修カリキュラムの企画立案の方法と講義・演習・指導等を行う際の伝達・表現の技法の基本を理解し、実際に展開する際の留意点を学ぶこと。	・講義・演習・指導等の方法。 ・効果的な企画立案、講義・演習・指導等の意義と重要性。 ・演習による講義内容の理解と具体的方法の体験的理解。 ・演習は 60 分以上とする。		士演習
	<u>(5) 事例演習 1</u>	本教科「人材育成のための技法」の各単元を踏まえて、教科のまとめとして事例を用いて、介護現場で活用できるための実践的な方法を身につけること。	・人材育成、チームケアを具体的に検討し、各単元の理解を体験的に深めることができる事例の提示。	180分	演習
	<u>(6) 事例演習 2</u>		・2 事例実施。 ・1 事例は居宅事例であること。	180分	演習
	4 チームケアのための事例演習				
	<u>(1) 事例演習 展開のための講義</u>	「組織論」「人材育成」の教科を踏まえて、認知症介護のアセスメントとケアの基本的な考え方と方法を事例演習を通して身につけること。	・認知症介護のアセスメントとケアの基本的考え方。 ・チームケアの中で、実践リーダーの果たす役割。 ・チームケアを具体的に検討し、理解を体験的に深めることの出来る事例の提示。	90分	講義
	<u>(2) 事例演習 1</u>		・2 事例を実施。	300分	演習
	<u>(3) 事例演習 2</u>		・1 事例は居宅事例であること。	300分	演習
	5 実習				
	<u>(1) 実習課題設定</u>	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成	・自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。	120分	演習

		果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	・他施設の見学実習、 職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 ・本研修目的に沿っていること。		
	(2) 実習 1： 外部実習	他の介護保険事業場への3日以上 の体験実習を通して、自己の設定した課題を達成し、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	3日 以上	実 習
	(3) 実習 2： 職場実習	職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	4 週間	実 習
	(4) 実習結果 報告を通し てのまとめ	実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。	・実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。 ・研修全体の自己評価の実施。 ・他研修生の自己評価の確認。	1日	演 習

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 認知症介護実践者研修 講義・演習31.5時間(1,890分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本的理解				
(1) 認知症ケアの基本的視点と理念	高齢者施策における認知症ケアの方向性と位置づけを理解し、個人の尊厳を重視する認知症ケアの理念の構築を促す。	・高齢者施策と認知症介護実践者研修等の位置づけ ・認知症ケアの歴史的変遷	180分	講義・演習

		・認知症ケアの理念構築 ・自己課題の設定			
(2) 認知症ケアの倫理	認知症ケアの倫理の理念や原則を理解し、日常的なケア場面での倫理的課題と本人や家族の意思決定や意思表出の判断の根拠を踏まえ、支援のあり方について理解を深める。	・認知症ケアの倫理の理念や原則に関する基本的知識 ・日常のケア場面における倫理的課題と支援のあり方	60分	講義・演習	
(3) 認知症の人の理解と対応	加齢に伴う心身の変化、疾病、認知症の原因疾患、中核症状、心理的特徴を理解した上で、行動・心理症状（BPSD）の発生要因と実践場面での対応を理解し、認知症ケアの実践につなげる。	・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病 ・認知症の原因疾患 ・若年性認知症 ・認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）	180分	講義・演習	
(4) 認知症の人の家族への支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	・家族介護者の理解 ・家族の心理と家族を支える方法	90分	講義・演習	
(5) 認知症の人の権利擁護	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	・権利擁護の基本的知識 ・身体拘束や高齢者虐待防止法 ・権利擁護のための具体的な取組み	120分	講義・演習	
(6) 認知症の人の生活環境づくり	住まいの様式、介護者の関わり方など認知症の人を取り巻く生活環境の構築や改善のための評価方法や調整方法を修得する。	・認知症の人と環境の基本的知識 ・環境改善の評価と具体的取組み ・環境のリスクマネジメント	120分	講義・演習	
(7) 地域資源の理解とケアへの活	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知	・地域包括ケアの理解 ・インフォーマル・	120分	講義・	

用	症の人の暮らしを支える地域資源の 開発の提案ができる。	フォーマルな地域 資源の理解と活用 ・地域資源の活用方 法の実際		演 習	
2 認知症の人への具体的支援方法と展開					
(1) 認 知 症 の人とのコ ミュニケー ションの理 解と方法	認知症の人とのコミュニケーション の基本的知識を理解し、中核症状の 特徴や進行に応じたコミュニケーシ ョン方法を身につける。	・認知症の人とのコ ミュニケーション の基本的知識 ・認知症の人とのコ ミュニケーション の場面と方法	120 分	講 義 ・ 演 習	
(2) 認 知 症 の人への非 薬物的介入	非薬物的介入やアクティビティプロ グラムなどの支援の取組みを認識し つつ、認知症の人の心理的安定や生 活の質を向上するための活動につい ての理解を深めること。	・認知症の非薬物的 介入やアクティビ ティ等の基本的知 識と具体的な取組 み ・認知症の人への介 入の評価方法	120 分	講 義 ・ 演 習	
(3) 認 知 症 の人への介 護 技 術 I (食事・入 浴・排泄 等)	食事・入浴などの基本的な生活場面 において、中核症状の影響を理解し た上で、日常生活の安全・安心の向 上、健康の維持増進を図りつつ、認 知症の人の能力に応じた自立支援の 実践ができる。	・認知症の人への食 事、入浴、排泄ケ アの考え方 ・失行、失認、見当 識障害がある人へ の対応方法	180 分	講 義 ・ 演 習	
(4) 認 知 症 の人への介 護 技 術 II (行動・心 理症状)	認知症の人の行動の背景を理解した 上で、認知症の行動・心理症状 (B P S D) に対してチームで生活の質 が高められるような支援方法を修得 する。	・攻撃的言動、徘徊、性的逸脱、不 潔行為、帰宅願望 等への対応方法と ケアチームの連携 ・行動・心理症状 (B P S D) の対 応方法とケアチ ームの連携	180 分	講 義 ・ 演 習	
(5) アセス メントとケ アの実践の 基本 I	認知症の人の身体要因、心理要因、 認知症の中核症状の要因のアセスメ ントを行い、具体的なニーズを把握 することができるようアセスメント	・アセスメントの基 本的視点 ・ケアの実践のため の基本的視点	240 分	講 義 ・ 演	

	<u>の基本的視点を理解する。</u>	・アセスメントの手 法に関する考え方		習
(6) アセス メントとケ アの実践の 基本Ⅱ (事例演 習)	アセスメントを踏まえた目標の設定 と、目標を実現するためのケアの実 践に関する計画の作成・立案ができ る。チームでケアの実践に関する計 画の評価やカンファレンスを行うこ とができる。	・目標設定の考え方 ・ケアの実践に関す る計画作成 ・ケアの実践に関す る計画の評価とカ ンファレンス	180 分	講 義 ・ 演 習
3 実習				
(1) 自施設 における実 習の課題設 定	認知症の人が望む生活の実現に向け て適切なアセスメントを通じた課題 と目標を明確にし、ケアの実践に関 する計画を作成する。	・自施設実習のねら い ・対象者の選定と課 題設定 ・ケアの実践に関す る計画作成	240 分	講 義 ・ 演 習
(2) 自施設 実習（アセ スメントと ケアの実 践）	研修で学んだ内容を生かして、認知 症の人や家族のニーズを明らかにす るためのアセスメントができる。ア セスメントの内容をもとに、認知症 の人の生活支援に関する目標設定、 ケアの実践に関する計画やケアの実 践を展開できる。	・実習課題に沿った アセスメント、目 標設定、ケアの実 践に関する計画作 成、ケアの実施、 モニタリング	4 週 間	実 習
(3) 自施設 実習評価	アセスメントやケアの実践に関する 計画の実施結果を整理した上で、客 観的に評価、分析し今後の課題を明 確にすることができる。	・アセスメントやケ アの実践に関する 計画の評価、分析 ・ケアの実践の報告	180 分	講 義 ・ 演 習
イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習56時間(3,360分) 実習：職場実習4 週間（課題設定420分、実習のまとめ420分含む）				
科目	目的	内容	時間 数	区 分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介 護実践リー	チームにおける認知症ケ アを推進する実践リーダ	・研修の位置づけ ・科目のねらいと概要	60 分	講 義

<u>ダー研修の理解</u>	<u>一の役割と研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。</u>	<u>・自己課題と研修目標の設定</u>		<u>・演習</u>	
<u>2 認知症の専門知識</u>					
<u>(1) 認知症の専門的理解</u>	<u>認知症の原因となる疾患別の容態、薬物治療、対応方法等に関する最新かつ専門的な知識を理解する。</u>	・<u>認知症の原因疾患と発生機序、疾患別の中核症状と行動・心理症状（B P S D）、合併しやすいその他の症状</u> ・<u>認知症の診断基準、検査、原因疾患別の鑑別、若年性認知症の特徴、M C Iの診断基準</u> ・<u>認知症治療薬や行動・心理症状（B P S D）に適応のある薬物の主な作用機序と副作用、非薬物的介入法の開発状況</u> ・<u>認知症の原因疾患毎の特徴を踏まえた上での対応のポイントや留意点</u> ・<u>認知症の告知、若年性認知症に関わる社会的な課題、ターミナルケア等の課題</u>	<u>120分</u>	<u>講義・演習</u>	
<u>(2) 認知症ケアに関する施策の動向と地域展開</u>	<u>地域包括ケアシステムにおける認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できるための</u>	・<u>認知症に関連する制度と施策の変遷</u> ・<u>最新の認知症施策に関する概要</u> ・<u>各施策や制度の実際の動向と地域への施策展開</u>	<u>240分</u>	<u>講義・演習</u>	

	知識を修得する。			
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) 認知症介護実践リーダーの役割	チームの構築や活性化のため、実践リーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることの自覚を促す。	・チームにおける実践リーダーの役割 ・チーム運用と活性化の方法 ・チームづくりの技法（方針の決定、システムづくり、コミュニケーション等の調整）	180分	講義・演習
(2) チームにおけるケア理念の構築方法	チームにおけるケア理念の必要性を理解し、ケア理念の構築とチーム内の共有化を図るための運用・展開方法を修得する。	・チームにおけるケア理念の必要性 ・チームにおけるケア理念の構築方法 ・チームにおけるケア理念の展開と運用方法	240分	講義・演習
(3) 実践者へのストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして実践者のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	・チームケアにおけるストレスマネジメントの方法 ・ストレスの仕組みと対処法 ・組織のメンタルヘルス対策と実践者への支援方法	180分	講義・演習
(4) チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、カンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現することができる。	・カンファレンスの意義や目的 ・カンファレンスの種類や方法 ・演習によるカンファレンスの実施プロセスの体験	240分	講義・演習
(5) 認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践	多職種や同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につけ	・認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 ・認知症ケアにおけるチームの特徴や役割分担の方法 ・多職種や同職種間でのケ	180分	講義・演習

	る。	アの目標や情報の共有方法、認知症ケアにおける効果的な連携方法		
(6) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅰ（運用法）	認知症ケアの質の向上における人材育成の方法を理解し、特に職場内教育（OJT）の種類、特徴を踏まえた実際の運用方法を修得する。	・人材育成の理論、方法 ・職場内教育（OJT）の特徴 ・職場内教育（OJT）の実施方法（計画の作成・指導・評価）	240分	講義・演習
(7) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅱ（技法）	実践者への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	・職場内教育（OJT）における指導技法の必要性 ・職場内教育におけるコーチング、スーパービジョン、面接の理論と技法	420分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 認知症ケアの指導の基本的視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解する。	・認知症ケアの実践者に必要な知識、技術、態度の理解 ・実践リーダーに必要な基本的態度 ・認知症ケアの指導に必要な視点（倫理、権利擁護、食事、入浴等の指導）	60分	講義・演習
(2) 認知症ケアに関する倫理の指導	認知症ケアにおける倫理的課題の解決方法を理解するとともに、実践リーダーとして必要な認知症ケアの倫理の考え方や指導方法について理解する。	・倫理的課題の解決方法 ・終末期ケアの倫理 ・リスクマネジメントにおける倫理 ・職業倫理（利用者－ケア提供者の関係） ・研究倫理	120分	講義・演習
(3) 認知症の人への介護技術指導（食事・入浴・排泄）	実践者が適切な介護を行うため、食事・入浴などの基本的な生活場面において実践者に必要なアセスメントの視点や介護技	・認知症の人の食事・入浴などの介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度 ・実践者のアセスメント能	240分	講義・演習

等)	術を評価するための考え方や指導方法を理解する。	力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法			
(4) 認知症の人の行動・心理症状（B P S D）への介護技術指導	実践者が適切な介護を行うため、認知症の人の行動・心理症状（B P S D）に対する介護に必要なアセスメントの視点や介護の技術の評価するための考え方や指導方法を理解する。	・行動・心理症状（B P S D）への介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度 ・実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法	180分	講義・演習	
(5) 認知症の人の権利擁護の指導	認知症の人の権利擁護に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。認知症ケアにおけるリスクマネジメントの指導の視点を理解する。	・認知症の人の権利擁護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度の理解 ・認知症の人の権利擁護に関する知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の権利擁護に関する指導方法 ・認知症の人の生活リスクを低減するためのリスクマネジメント指導の必要性	240分	講義・演習	
(6) 認知症の人の家族支援方法の指導	認知症の人の家族支援に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。	・認知症の人の家族支援に関する基本的態度や必要な知識、技術の理解 ・認知症の人の家族支援に関する実践者の知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の家族支援に関する指導方法	180分	講義・演習	
(7) 認知症の人へのアセ	認知症の人の生活の質を向上させるため、アセス	・認知症の人の生活の質を向上させるための基本的	240分	講義	

<u>スメントと ケアの実践 に関する指 導</u>	<u>メントやケアの実践に関 する評価方法や指導方法 を身につける。</u>	<u>態度や知識、技術の理解</u> ・認知症の人へのアセスメ <u>ントやケアの実践に関す る評価方法</u> ・認知症の人へのアセスメ <u>ントやケアの実践に関す る指導方法</u>		・ 演 習	
<u>5 認知症ケア指導実習</u>					
<u>(1) 自施設実 習の課題設 定</u>	<u>研修で学んだ内容を生か して、自施設の実践者の 認知症ケアの能力の評価 方法を理解する。</u>	・認知症ケアの指導の実習 <u>の目標設定</u> ・実践者の認知症ケアの能 力の評価するための観点 <u>とその方法</u>	420 分	講 義 ・ 演 習	
<u>(2) 自施設実 習</u>	<u>研修で学んだ内容を生か して、自施設の実践者の 認知症ケアの能力の評 価、課題の抽出、指導目 標の設定や指導計画を作 成し、指導計画に基づい た認知症ケアを指導す る。</u>	・認知症ケアの能力の評 価、課題の抽出、課題に 応じた指導目標の設定、 指導方法に関する指導計 画の作成 ・作成した指導計画に基づ いた指導の実践	18 日	実 習	
<u>(3) 結果報告</u>	<u>自施設実習を通して、認 知症ケア指導の方法に関 する課題やあり方につい て客観的・論理的に考 察・報告し、実践リーダ</u>	・実習の課題分析・報告	420 分	講 義 ・ 演 習	
<u>(4) 自施設実 習評価</u>	<u>ーとして指導の方向性を 明確にできる。</u>	・実習評価	<u>上記 に含 む</u>	講 義 ・ 演 習	
(3) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義6時間 (360分) 職場体験：8時間 (480分)					
(2) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義6時間 (360分) 職場体験：8時間 (480分)					

科目	目的及び内容	時間数	教科名	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60 分	1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60 分
2 認知症高齢者ケアのあり方	・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90 分	2 認知症高齢者ケアのあり方	・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90 分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60 分	3 家族の理解・高齢者との関係の理解	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60 分
4 地域密着型サービスの取組み	・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	150 分	4 地域密着型サービスの取組みについて	・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 <u>複合型サービス</u> の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	150 分
現場体験	・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480 分	現場体験	・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480 分
(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)			(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)		
科目	目的及び内容	時間数	教科名	目的及び内容	時間数
1 地域密着型	・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目	60 分	1 地域密着型	・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目	60 分

サービス基準	的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>の各指定基準を理解する。		サービス基準について	的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、<u>複合型サービスの各指定基準</u>を理解する。	
2 地域密着型サービスの取組み	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	90 分	2 地域密着型サービスの取組みについて	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	90 分
3 介護従事者に対する労務管理	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	60 分	3 介護従事者に対する労務管理について	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	60 分
4 適切なサービス提供のあり方	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域等との連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 ＜サービスの質の向上＞ ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 ＜その他＞ ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など	330 分	4 適切なサービス提供のあり方について	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域等との連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 ＜サービスの質の向上＞ ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 ＜その他＞ ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など	330 分
(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)			(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)		
科目	目的及び内容	時間数	教科名	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60 分	1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60 分
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の	60 分	2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び <u>複合型サービス</u> のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支	60 分

	在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。				えるための機能とマネジメントを理解する。			
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60 分			3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60 分	
4 チームケア（記録・カンファレンス・アセスメント・プラン）	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60 分			4 チームケア（記録・カンファレンス・アセスメント・プラン）	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60 分	
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60 分 演習 240 分			5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び複合型サービス計画の作成について理解する。	講義 60 分 演習 240 分	
(6) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習19.5日間(135時間) 実習：職場実習4週間、他施設実習3.5日(24時間)、実習のまとめ14時間					(新設)			
科目	目的	内容	時間数	区分				
1 認知症介護研修総論								
(1) 認知症介護実践者等養成事業の実施	認知症介護実践者等養成事業における各研修の目的や実施の背景、認知症介護指導者養成研修修了者（以下「指導者」という。）の役割について理解し、各研修の現状と課題を踏まえた実施方法を具体的に把握する。	・認知症介護実践者等養成事業の目的と実施の背景 ・実践研修等の概要と実施の方法 ・指導者の役割と実践的な取り組み	3 時間	講義				
(2) 認知症ケアに関する施策と行政との連携	認知症ケアに関する施策の動向、施策に位置づけられた認知症ケアの専門職の役割やスキルを理解する。行政の役割を理解し、行政と効果的に連携・協働するための視点を理解する。	・認知症ケアと認知症関連施策の歴史 ・認知症施策の動向 ・専門職の役割と	3 時間	講義				

		<u>スキル</u> ・指導者と行政との連携・協働の <u>ポイントと事例</u>			
<u>(3) 研修の目標設定と研修総括</u>	<u>認知症介護指導者養成研修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その達成状況について自己評価できる。自己課題の設定とその評価の経験を基にして、指導者としての自己研鑽のあり方を理解する。</u>	・目標設定の <u>理解と方法</u> ・今後の課題の <u>検討</u> ・修了後の課題の <u>検討</u> ・指導者の <u>ネットワーク</u> について	13 時間	講義 ・ 演習	
2 認知症ケアにおける教育の理論と実践					
<u>(1) 教育方法論</u>	<u>認知症ケアの現場や認知症介護実践者等研修において、実践者の課題解決能力を高めるために活用する技法やツールの特徴を理解する。</u>	・討議の方法の <u>特徴と活用</u> ・課題分析に関する <u>技法</u> ・事例検討の方法の <u>特徴と活用</u> ・認知症ケアに関する <u>ツール</u> ・認知症ケア実践における課題解決の技法の活用（ <u>演習</u> ）	20 時間	講義 ・ 演習	
<u>(2) 授業設計法</u>	<u>認知症ケアにおける授業（講義・演習）の計画書の作成の際に必要な基本的考え方や方法を理解する。模擬授業の計画作成を通して、授業のあり方について理解し、授業のねらいを踏まえた教材を準備することができる。</u>	・授業計画や教材の作成の <u>基本的考え方</u> ・授業計画における <u>ねらいの設定</u> ・授業のねらいを達成するための <u>学習内容と授業の構造</u> ・授業計画の作成や効果的な授業の実施の <u>ポイント</u>	28 時間	講義 ・ 演習	

		<u>ト</u> ・授業の評価と改善方法 ・授業計画や教材作成（演習）			
(3) 模擬授業	授業のねらいを踏まえた授業計画に基づく講義や演習を展開することができる。模擬授業での演習の成果や評価結果に基づいて、授業のねらい、内容、方法について改善のための提案ができる。	・模擬授業の実施 ・受講者間の討議による模擬授業の評価 ・模擬授業の修正	14 時間	演習	
(4) 研修企画と評価	研修の位置づけや受講者の力量等研修の条件に合わせた研修目標、カリキュラムの構築やその評価方法の基本的考え方について理解し、適切な研修企画ができる。	・カリキュラムの基本的知識 ・研修目標の設定 ・研修内容と順序の検討 ・研修カリキュラムの評価	7 時間	講義・演習	
3 認知症ケア対応力向上のための人材育成					
(1) 人材育成論	認知症ケアの特徴を踏まえた人材育成について理解する。キャリアパスの構築等効果的な人材育成のための組織体制づくりのあり方を理解する。	・認知症ケアにおける人材育成の特徴 ・人材育成における動機づけ ・効果的な人材育成のための組織体制づくり	3 時間	講義	
(2) 成人教育論	成人教育学における成人の特徴を理解し、効果的な支援のあり方を考察する。	・成人教育学の基本的考え方 ・教育者の役割と倫理 ・学習支援の方法	4 時間	講義・演習	
(3) 認知症ケアに関する研究法の概論	認知症ケアについての学術的な課題設定、データ収集、分析・評価などの方法を理解する。	・学術的な研究の考え方とプロセス ・研究課題の設定	3 時間	講義・演習	

		・介入方法に合わせたデータ収集の方法 ・分析と仮説の検証 ・研究成果のまとめ方やプレゼンテーション		
(4) 職場研修企画	研修で学んだ内容を生かして、認知症ケアにおける研修企画、実践、評価をすることができる。職場研修における取組みの成果を分かりやすく報告することができる。	・職場研修に関するオリエンテーション ・職場研修企画書の作成	14時間	演習・実習
(5) 職場研修		・企画書に基づいた各職場における授業の実践	4週間	
(6) 職場研修報告		・職場研修における取組み成果の報告	14時間	
4 地域における認知症対応力向上の推進				
(1) 地域における認知症の人への支援体制づくり	地域包括ケアシステムや認知症の人を支えるための関係機関との連携体制の構築について、基本的考え方を理解し、地域において認知症の人に対する支援体制に関する課題の解決の提案ができる。	・関係機関等との連携体制における指導者の位置づけと役割 ・地域資源を活用した関係機関等との連携やネットワーク構築におけるポイント ・医療・介護連携等の課題別の実践事例 ・地域における認知症の人に対する支援体制の目標と課題の整理	4時間	講義・演習
(2) 他施設・	認知症の人の生活における課題	・他施設・事業所	4	講義

事業所の指導 のあり方	の解決のため、他施設・事業所 (特に在宅サービス)の認知症 対応力の向上に向けた指導がで きる。他施設・事業所を指導す るための態度や視点、関わり方 を理解する。	を指導するため の視点やスキル ・先駆的実践の理 解 ・助言に向けた課 題分析や行動計 画(演習)	時間	・ 演習	
(3) 他施設実 習企画	他施設実習の目的や展開方法を 理解し、実習に臨むにあたって の倫理的な配慮や実習における 指導のあり方について理解す る。	・実習の目的と目 標 ・実習の流れ ・実習における倫 理的配慮や評 価、実習施設の 課題に対する提 案方法	1 時間	講義	
(4) 他施設実 習	研修で学んだ内容を生かして、 職場内教育(OJT)、職場外教 育(Of f - J T)に関する知 識や技術を活用し、他施設・事 業所の認知症ケアに対する指導 を実践的に展開することができる。	・施設に関する情 報収集や分析 ・実習施設に対す る認知症ケアの 課題解決のため の提案内容の検 討や提案	3.5 日 (24 時間)	実習	
(5) 他施設実 習中間報告	実習施設の課題の発生要因や課 題に対する提案内容について、 実習生同士で共有・検討するこ とを通して、指導者としての態 度や視点を深める。	・実習での取組み 成果のとりまと め ・資料に基づいた プレゼンテーシ ョン ・今後の実習の方 向性の検討	7 時間	演習	
(6) 地域にお ける指導の理 論と実践(他 施設実習総 括)	他施設実習での成果を振り返り、 指導者としての自己の課題 を明らかにした上で、今後、地 域で実践するにあたっての取組 みのあり方を検討する。	・実習成果の振り 返し ・実習生間の相互 評価・助言 ・実習成果の振り 返し結果報告	7 時間	演習	

(削除)

(5) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習等25日間(200時間)、実習4週間

テーマ	研修目標	時間数	区分
1 認知症介護研修総論			
(1) 研修オリエンテーション・自己紹介・グループ形成	・国の認知症対策における認知症介護指導者の役割の概要を理解する。また、自己紹介とグループ形成を通して研修生同士が相互理解・相互啓発を進める。	7時間	演習
(2) 認知症介護指導者間ネットワークについて	・認知症介護指導者間のネットワーク形成の必要性和具体的方法を理解する。	1時間	演習
(3) 介護理念の重要性の理解と展開方法	・認知症介護の理念の重要性を再確認した上で、理念の展開方法を学ぶ。	2時間	講義 ＋ 演習
(4) 倫理と認知症介護	・自らの倫理観を確認した上で、認知症介護と倫理の関係性を理解する。	2時間	講義 ＋ 演習
(5) 研修目標の設定及び面接・研修総括	・本研修の目的を理解して主体的に学習するために、自己の目標を設定する。また、研修期間中に当該目標を達成するための活動を計画し、達成状況を評価する。さらに、認知症介護指導者としての今後の展望を明らかにする。	6時間	演習
(6) 認知症介護に関連する法制度の理解	・認知症介護に関連する法制度と認知症介護現場や本研修との関係性を理解する。	2時間	講義
(7) 認知症介護指導者の役割と理解	・国の認知症対策を推進していく上で、認知症介護実践研修や地域ケアの推進等において認知症介護指導者に求められる役割を具体的に理解する。	3時間	講義
(8) 成人教育・生涯教育論	・成人教育・生涯教育に関する基礎理論を理解する。	3時間	講義
(9) DCネットの理解	・認知症介護指導者のネットワークの手段となるDCネット(認知症介護情報ネットワーク)の活用方法を理解する。	1時間	講義 ＋ 演習

<u>2 人材育成と教育実践</u>			
<u>(1) 人材育成論</u>	・リーダーシップ論、組織論、キャリアアップ・キャリアパス等人材育成に必要な考え方を理解する。	<u>3時間</u>	<u>講義</u>
<u>(2) 研修企画と評価</u>	・認知症介護に関する研修の企画・立案を行う。また、研修全体の評価方法を学ぶ。	<u>15時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(3) 実践指導方法論</u>	・認知症介護実践の質向上及び他事業所への評価・助言を行うにあたっての具体的指導方法（課題解決技法、演習技法、スーパーバイズ、コーチング等）を理解する。	<u>32時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(4) 授業設計法</u>	・授業（講義・演習）設計法の基本を学ぶ。さらに模擬的に講義・演習を実施し、その評価方法についても理解する。	<u>32時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>3 地域ケアの実践</u>			
＊「地域」は広い意味で認知症高齢者とそれに関わる人が、生活する場全般を指し、施設・事業所も含まれる。			
<u>(1) 地域連携の理解</u>	・地域ニーズの把握方法とそれを踏まえた地域資源の活用方法を学ぶ。また、地域資源の連携の意義と方法を学ぶ。	<u>5時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(2) 地域における高齢者虐待防止と権利擁護</u>	・高齢者虐待防止法等を踏まえて、地域における認知症高齢者に対する虐待防止や権利擁護の考え方と実践・対処方法を理解する。	<u>3時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(3) 相談と支援のためのコミュニケーション</u>	・地域において相談と支援を行っていくにあたり、必要となるコミュニケーション技法を学ぶ。	<u>3時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(4) 地域・介護現場における課題解決の実践</u>	・他事業所が認知症介護の課題を主体的に解決することを支援していくために、アドバイザーとしての技能を習得する。	<u>32時間</u>	<u>演習 又は 実習</u>
<u>4 課題解決のための実践</u>			
<u>(1) 介護実践の研究法・評価方法</u>	・認知症介護の実践方法の開発や効果測定を行うにあたって、必要となる基本的研究方法を理解する。	<u>8時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>
<u>(2) 自職場における課題解決のための実習の準備・まとめ</u>	・自職場の認知症介護の質向上を実現するための取り組みを計画する。また、計画の実施後はその成果をまとめる。	<u>40時間</u>	<u>講義 ＋ 演習</u>

	<table><tr><td>(3) 自職場における課題解決のための実習</td><td>・ 認知症介護指導者の立場から、職場改善の取り組み又は人材育成の取り組みのいずれか一方を実施する。取り組みには実施内容の評価を含むこととする。 1) 職場改善の場合は、職場環境の調整、事例検討、OJT等の方法を用いて実施する。 2) 人材育成の場合は、職場でのOJT又はOff-JTの方法を用いて実施する。Off-JTの場合は、講義、演習又は事例検討のいずれかを企画し実施する。</td><td>4 週間</td><td>実習</td></tr></table>	(3) 自職場における課題解決のための実習	・ 認知症介護指導者の立場から、職場改善の取り組み又は人材育成の取り組みのいずれか一方を実施する。取り組みには実施内容の評価を含むこととする。 1) 職場改善の場合は、職場環境の調整、事例検討、OJT等の方法を用いて実施する。 2) 人材育成の場合は、職場でのOJT又はOff-JTの方法を用いて実施する。Off-JTの場合は、講義、演習又は事例検討のいずれかを企画し実施する。	4 週間	実習
(3) 自職場における課題解決のための実習	・ 認知症介護指導者の立場から、職場改善の取り組み又は人材育成の取り組みのいずれか一方を実施する。取り組みには実施内容の評価を含むこととする。 1) 職場改善の場合は、職場環境の調整、事例検討、OJT等の方法を用いて実施する。 2) 人材育成の場合は、職場でのOJT又はOff-JTの方法を用いて実施する。Off-JTの場合は、講義、演習又は事例検討のいずれかを企画し実施する。	4 週間	実習		
<u>(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修</u> (略)	<u>(6) フォローアップ研修</u> (略)				

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4「(1) ③ア、(2) ⑤ア、(3) ⑤ア、(4) ④ア、
(5) ④ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護基礎研修

認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）

認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○ ○

県知事
市長

○ ○ ○ ○

「(1) ③ア、(2) ⑤ア（指定法人が行う場合）」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4「(1) ⑥ア、(2) ⑤ア、(3) ④ア、(4) ④
ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）

認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○ ○

県知事
市長

○ ○ ○ ○

「(1) ⑥ア（指定法人が行う場合）」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、当該法人が〇〇県知事の
指定を受けて行う厚生労働省の定める

認知症介護基礎研修
認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）

を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定法人名)

〇 〇 〇 〇

あなたは、当該法人が〇〇県知事の指定を受けて行う厚生労働省の定める
認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定法人名)

〇 〇 〇 〇

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(6) ⑤ア、(7) ⑤ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護指導者養成研修
認知症介護指導者フォローアップ研修

を修了

したことを証します。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修〇〇センター長

〇 〇 〇 〇

(別紙3)

略

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(5) ⑤ア、(6) ⑤ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

認知症介護指導者養成研修
フォローアップ研修

を修了

したことを証します。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修〇〇センター長

〇 〇 〇 〇

(別紙3)

略

(別紙 4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

2 計画の策定・推進体制

3 認知症介護基礎研修
実施計画

1回あたりの 受講 (予定) 者数 (人)	カリキュ ラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と 受講 (予定) 者数					計
				平 成 〇 年 度	平 成 〇 年 度	平 成 〇 年 度	平 成 〇 年 度	平 成 〇 年 度	

(別紙 4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

2 計画の策定・推進体制

(新設)

実践者研修		人	別紙 ()		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

③実践リーダー研修

区分	対象職種	1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
						平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
実践リーダー研修		人	別紙 ()		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

5 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの	カリキュ	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と	計
--------	------	------	------	-------------	---

実践者研修		人	別紙 ()		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

③実践リーダー研修

区分	対象職種	1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
						平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
実践リーダー研修		人	別紙 ()		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

4 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの	カリキュ	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数	計
--------	------	------	------	------------	---

受講（予定） 者数（人）	ラム			受講（予定）者数					
				平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
人	別紙 （ ）	-----	時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュ ラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と 受講（予定）者数					計
				平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
人	別紙 （ ）		時間	回	回	回	回	回	回

受講（予定） 者数（人）	ラム			と受講（予定）者数				
				平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
人	別紙 （ ）	-----	時間	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

5 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュ ラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数 と受講（予定）者数				計
				平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
人	別紙 （ ）		時間	回	回	回	回	回

			時間	人	人	人	人	人	人
②受講者選考にあたっての方針									
7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修									
①実施計画									
1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュ ラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と 受講（予定）者数					計
				平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	
人	別紙 （ ）		時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人
②受講者選考にあたっての方針									

			時間	人	人	人	人	人
②受講者選考にあたっての方針								
6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修								
①実施計画								
1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュ ラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数 と受講（予定）者数				計
				平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
人	別紙 （ ）		時間	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人
②受講者選考にあたっての方針								

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度 までの計	平成〇年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度 までの計	平成〇年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

10 その他研修の推進に必要な事項

--

7 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

8 フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

9 その他研修の推進に必要な事項

--

(記載要領)

〇〇県認知症介護研修推進計画（平成〇年度～平成〇年度）

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。

2 計画の策定・推進体制

・計画の策定・推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、在宅介護支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。

3 認知症介護基礎研修
実施計画

<u>1回あたりの 受講（予定） 者数（人）</u>	<u>カリキ ュラム</u>	<u>実施 場所</u>	<u>研修 時間</u>	<u>年次別の実施予定回数と受講（予 定）者数</u>					<u>計</u>
				<u>平成 〇 年度</u>	<u>平成 〇 年度</u>	<u>平成 〇 年度</u>	<u>平成 〇 年度</u>	<u>平成 〇 年度</u>	
<u>40人</u>	<u>別紙 (1)</u>	<u>〇 〇 県 研 修 所</u>	<u>3 時間</u>	<u>4回</u>	<u>4回</u>	<u>4回</u>	<u>4回</u>	<u>4回</u>	<u>20回</u>
		<u>〇 〇 県 研 修 所</u>	<u>6 時間</u>	<u>160 人</u>	<u>160 人</u>	<u>160 人</u>	<u>160 人</u>	<u>160 人</u>	<u>800 人</u>

(記載要領)

〇〇県認知症介護研修推進計画（平成17年度～平成21年度）

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。

2 計画の策定・推進体制

・計画の策定・推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、在宅介護支援センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。

(新設)

4 認知症介護実践研修

①研修対象者 (注)

平成〇年現在

職 種	人 数
(記入例)	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
〃 の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
⋮	60人
⋮	⋮
合 計	〇〇〇人

(注)・現在数について記載すること。概数でも可。

- ・4②実践者研修(旧 基礎課程)、4③実践リーダー研修(旧 専門課程)の「対象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄に記載すること。
- ・実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
- ・複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

②実践者研修(記入例)

区分	対象職種	1回あたりの受講(予定)者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数					計
						平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	
実践者研修	特養の生活相談員・介護職員、訪問介護員、認知症高齢者グループ	40人	別紙(2)	〇〇研修所	31.5時間	4回	4回	4回	4回	4回	20回
				グループホーム	4週間	160人	160人	160人	160人	160人	800人

3 認知症介護実践研修

①研修対象者 (注)

平成〇年現在

職 種	人 数
(記入例)	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
〃 の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
⋮	60人
⋮	⋮
合 計	〇〇〇人

(注)・現在数について記載すること。概数でも可。

- ・3②実践者研修(旧 基礎課程)、3③実践リーダー研修(旧 専門課程)の「対象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄に記載すること。
- ・実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
- ・複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

②実践者研修(記入例)

区分	対象職種	1回あたりの受講(予定)者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数					計
						平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
実践者研修	特養の生活相談員・介護職員、訪問介護員、認知症高齢者グループ	40人	別紙(1)	〇〇県研修所	36時間	4回	4回	4回	4回	4回	20回
				グループホーム	2日±4	160人	160人	160人	160人	160人	800人

	ホームの 計画作成 担当者			ム○ ○特別 養護 老人 ホーム○ ○							

	ホームの 計画作成 担当者			ム○ ○特別 養護 老人 ホーム○ ○	時間						

③実践リーダー研修（記入例）

区分	対象職種	1回あ たりの 受講 （予 定）者 数 （人）	カリキ ュラム	実施 場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と 受講（予定）者数					計
						平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
実践リ ーダー 研修	特養の生 活 相 談 員・介護 職員、訪 問 介 護 員、認知 症高齢者 グループ ホームの 計画作成 担当者	30人	別紙 (3)	〇〇社会 福祉協 議会研 究室	56 時間	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	10 回
				グループ ホーム○ ○特別 養護老 人ホーム○ ○	4 週間	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	300 人

③実践リーダー研修（記入例）

区分	対象職種	1回あ たりの 受講 （予 定）者 数 （人）	カリキ ュラム	実施 場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と 受講（予定）者数					計
						平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
実践リ ーダー 研修	特養の生 活 相 談 員・介護 職員、訪 問 介 護 員、認知 症高齢者 グループ ホームの 計画作成 担当者	30人	別紙 (2)	〇〇社会 福祉協 議会研 究室	57 時間	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	10 回
				グループ ホーム○ ○特別 養護老 人ホーム○ ○	3日 ± 4 週間	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	300 人

1回あたりの 受講 （予	カリキ ュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成 ○	平成 ○	平成 ○	平成 ○	平成 ○	

1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュ ラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受 講（予定）者数				計
				平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	

定) 者 数 (人)				年度	年度	年度	年度	年度	
50人	別紙 (4)	〇〇県研修所	9 時間	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	15回 750 人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画（記入例）

1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキ ュラム	実施場 所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講（予 定）者数					計
				平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	
30人	別紙 (5)	〇〇県 研修所	9 時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	10回 300 人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

50人	別紙 (3)	〇〇県 研修所	9 時間	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	3回 150 人	12回 600 人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

6 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの 受講（予定） 者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受 講（予定）者数				計
				平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	
30人	別紙 (4)	〇〇県 研修所	9 時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	8回 240 人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

7 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度 までの計	平成〇年度 までの計
3人	3人	3人	3人	3人	14人	29人

(削除)

②受講者選考にあたっての方針

・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地や「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画（記入例）

平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度 までの計	平成〇年度 までの計
2人	2人	2人	3人	3人	3人	15人

(削除)

②受講者選考にあたっての方針

・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

10 その他研修の推進に必要な事項

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
3人	3人	3人	3人	3人	14人	29人

(注) 認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

8 フォローアップ研修

①フォローアップ計画（記入例）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
2人	2人	2人	3人	3人	3人	15人

(注) 認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

9 その他研修の推進に必要な事項

【改正後全文】

老 計 発 第 0331007 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

1 認知症介護基礎研修

本研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、実施主体の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（1）①に定める者とする。

- ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（１）のとおりとする。
- オ 要綱４（１）③アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。
- カ 受講者の負担や実施主体の実情に応じて、本研修における講義の一部を通信学習とすることができるものとする。

２ 認知症介護実践研修

（１）認知症介護実践者研修

- ア 認知症介護実践者研修は、施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得することをねらいとする。
- イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験２年程度の者とする。
- ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。
- エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙１（２）アのとおりとする。
- オ 要綱４（２）⑤アの修了証書の様式を別紙２（１）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。
- カ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業者（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者の状況を精査した上で、事業者から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

（２）認知症介護実践リーダー研修

- ア 認知症介護実践リーダー研修は、ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させることをねらいとする。
- イ 研修対象者は、介護保険施設（法第８条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス

事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1（2）イのとおりとする。

オ 要綱4（2）⑤アの修了証書の様式を別紙2（1）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）が、当該事業を行う事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第31号ハ、ニ又は第85号に規定する基準を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者から推薦された者の受講について、各事業者の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4（3）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（3）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に新規開設を予定する要綱4（3）①の事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査の上、受講することが適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4（3）③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）とするが、地域の実情に応じて、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（3）のとおりとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、

① 認知症高齢者ケアについて理解したこと

② 今後の事業運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出させることとする。新た

に事業を開設する者については、指定申請時に市町村の長あてに提出するものとする。
オ 要綱４（３）⑤アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとし、前記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

４ 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱４（４）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（４）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱４（４）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（４）のとおりとする。

オ 要綱４（４）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

５ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱４（５）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切な

サービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（５）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱４（５）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（５）のとおりとする。

オ 要綱４（５）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

6 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱４（６）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱４（６）①に定める者とする。なお、要綱４（６）①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）」は、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者とする。

ウ 研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（６）のとおりとする。

オ 要綱４（６）⑤アの修了証書の様式は、別紙２（２）のとおりとする。

7 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者フォローアップ研修については、要綱4(7)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(7)①に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(7)のとおりとする。

オ 要綱4(7)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

8 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の職種や人数等、

② 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てた上で、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙4のとおり定めたので、これに準じて策定すること。今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(別紙 1)

(1) 認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 講義・演習 6 時間(360分)

科目	目的	内容	時間数	区分	通信形式で実施できる科目
(1) 認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。	・ 認知症の人を取り巻く現状 ・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識 ・ 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方 ・ 認知症ケアの基礎的な技術に関する知識	180分	講義	○
(2) 認知症ケアの実践上の留意点	認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。	・ 認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法 ・ 不適切なケアの理解と回避方法 ・ 病態・症状等を理解したケアの選択 ・ 行動・心理症状（B P S D）を理解したケアの選択と工夫 ・ 自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り	180分	演習	

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 認知症介護実践者研修 講義・演習31.5時間(1,890分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本的理解				
(1) 認知症ケアの基本的視点と理念	高齢者施策における認知症ケアの方向性と位置づけを理解し、個人の尊厳を重視する認知症ケアの理念の構築を促す。	・ 高齢者施策と認知症介護実践者研修等の位置づけ ・ 認知症ケアの歴史的変遷 ・ 認知症ケアの理念構築 ・ 自己課題の設定	180分	講義・演習
(2) 認知症ケアの倫理	認知症ケアの倫理の理念や原則を理解し、日常的なケア場面での倫理的課題と本人や家族の意思決定や意思表示の判断の根拠を踏まえ、支援のあり方について理解を深める。	・ 認知症ケアの倫理の理念や原則に関する基本的知識 ・ 日常のケア場面における倫理的課題と支援のあり方	60分	講義・演習
(3) 認知症の人の理解と対応	加齢に伴う心身の変化、疾病、認知症の原因疾患、中核症状、心理的特徴を理解した上で、行動・心理症状（B P S D）の発生要因と実践場面での対応を理解し、認知症ケアの実践につなげる。	・ 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病 ・ 認知症の原因疾患 ・ 若年性認知症 ・ 認知症の中核症状と行動・心理症状（B P S D）	180分	講義・演習
(4) 認知症の人の家族への支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	・ 家族介護者の理解 ・ 家族の心理と家族を支える方法	90分	講義・演習
(5) 認知症の人の権利擁護	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、	・ 権利擁護の基本的知識 ・ 身体拘束や高齢者	120分	講義・

	身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	虐待防止法 ・ 権利擁護のための具体的な取組み		演習
(6) 認知症の人の生活環境づくり	住まいの様式、介護者の関わり方など認知症の人を取り巻く生活環境の構築や改善のための評価方法や調整方法を修得する。	・ 認知症の人と環境の基本的知識 ・ 環境改善の評価と具体的取組み ・ 環境のリスクマネジメント	120分	講義 ・ 演習
(7) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人の暮らしを支える地域資源の開発の提案ができる。	・ 地域包括ケアの理解 ・ インフォーマル・フォーマルな地域資源の理解と活用 ・ 地域資源の活用方法の実際	120分	講義 ・ 演習
2 認知症の人への具体的支援方法と展開				
(1) 認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法	認知症の人とのコミュニケーションの基本的知識を理解し、中核症状の特徴や進行に応じたコミュニケーション方法を身につける。	・ 認知症の人とのコミュニケーションの基本的知識 ・ 認知症の人とのコミュニケーションの場面と方法	120分	講義 ・ 演習
(2) 認知症の人への非薬物的介入	非薬物的介入やアクティビティプログラムなどの支援の取組みを認識しつつ、認知症の人の心理的安定や生活の質を向上するための活動についての理解を深めること。	・ 認知症の非薬物的介入やアクティビティ等の基本的知識と具体的な取組み ・ 認知症の人への介入の評価方法	120分	講義 ・ 演習
(3) 認知症の人への介護技術Ⅰ（食事・入浴・	食事・入浴などの基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、日常生活の安全・安心の向上、健康の維持増進を図りつつ、認	・ 認知症の人への食事、入浴、排泄ケアの考え方 ・ 失行、失認、見当	180分	講義 ・ 演

排泄等)	知症の人の能力に応じた自立支援の実践ができる。	識障害がある人への対応方法		習
(4) 認知症の人への介護技術Ⅱ（行動・心理症状）	認知症の人の行動の背景を理解した上で、認知症の行動・心理症状（BPSD）に対してチームで生活の質が高められるような支援方法を修得する。	・ 攻撃的言動、徘徊、性的逸脱、不潔行為、帰宅願望等への対応方法とケアチームの連携 ・ 行動・心理症状（BPSD）の対応方法とケアチームの連携	180分	講義・演習
(5) アセスメントとケアの実践の基本Ⅰ	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状の要因のアセスメントを行い、具体的なニーズを把握することができるようアセスメントの基本的視点を理解する。	・ アセスメントの基本的視点 ・ ケアの実践のための基本的視点 ・ アセスメントの手法に関する考え方	240分	講義・演習
(6) アセスメントとケアの実践の基本Ⅱ（事例演習）	アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践に関する計画の作成・立案ができる。チームでケアの実践に関する計画の評価やカンファレンスを行うことができる。	・ 目標設定の考え方 ・ ケアの実践に関する計画作成 ・ ケアの実践に関する計画の評価とカンファレンス	180分	講義・演習
3 実習				
(1) 自施設における実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて適切なアセスメントを通じた課題と目標を明確にし、ケアの実践に関する計画を作成する。	・ 自施設実習のねらい ・ 対象者の選定と課題設定 ・ ケアの実践に関する計画作成	240分	講義・演習
(2) 自施設実習（アセスメントとケアの実践）	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症	・ 実習課題に沿ったアセスメント、目標設定、ケアの実践に関する計画作	4週間	実習

	の人の生活支援に関する目標設定、ケアの実践に関する計画やケアの実践を展開できる。	成、ケアの実施、モニタリング		
(3) 自施設実習評価	アセスメントやケアの実践に関する計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し今後の課題を明確にすることができる。	・アセスメントやケアの実践に関する計画の評価、分析 ・ケアの実践の報告	180分	講義・演習

イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習56時間(3,360分) 実習：職場実習4週間（課題設定420分、実習のまとめ420分含む）

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割と研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	・研修の位置づけ ・科目のねらいと概要 ・自己課題と研修目標の設定	60分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	認知症の原因となる疾患別の容態、薬物治療、対応方法等に関する最新かつ専門的な知識を理解する。	・認知症の原因疾患と発生機序、疾患別の中核症状と行動・心理症状（B P S D）、合併しやすいその他の症状 ・認知症の診断基準、検査、原因疾患別の鑑別、若年性認知症の特徴、M C I の診断基準 ・認知症治療薬や行動・心	120分	講義・演習

		理症状（B P S D）に適応のある薬物の主な作用機序と副作用、非薬物的介入法の開発状況 ・認知症の原因疾患毎の特徴を踏まえた上での対応のポイントや留意点 ・認知症の告知、若年性認知症に関わる社会的な課題、ターミナルケア等の課題		
(2) 認知症ケアに関する施策の動向と地域展開	地域包括ケアシステムにおける認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できるための知識を修得する。	・認知症に関連する制度と施策の変遷 ・最新の認知症施策に関する概要 ・各施策や制度の実際の動向と地域への施策展開	240分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) 認知症介護実践リーダーの役割	チームの構築や活性化のため、実践リーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることの自覚を促す。	・チームにおける実践リーダーの役割 ・チーム運用と活性化の方法 ・チームづくりの技法（方針の決定、システムづくり、コミュニケーション等の調整）	180分	講義・演習
(2) チームにおけるケア理念の構築方法	チームにおけるケア理念の必要性を理解し、ケア理念の構築とチーム内の共有化を図るための運用・展開方法を修得する。	・チームにおけるケア理念の必要性 ・チームにおけるケア理念の構築方法 ・チームにおけるケア理念の展開と運用方法	240分	講義・演習

(3) 実践者へのストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして実践者のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	・チームケアにおけるストレスマネジメントの方法 ・ストレスの仕組みと対処法 ・組織のメンタルヘルス対策と実践者への支援方法	180分	講義・演習
(4) チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、カンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現することができる。	・カンファレンスの意義や目的 ・カンファレンスの種類や方法 ・演習によるカンファレンスの実施プロセスの体験	240分	講義・演習
(5) 認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践	多職種や同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	・認知症ケアにおけるチームアプローチの方法 ・認知症ケアにおけるチームの特徴や役割分担の方法 ・多職種や同職種間でのケアの目標や情報の共有方法、認知症ケアにおける効果的な連携方法	180分	講義・演習
(6) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅰ（運用法）	認知症ケアの質の向上における人材育成の方法を理解し、特に職場内教育（OJT）の種類、特徴を踏まえた実際の運用方法を修得する。	・人材育成の理論、方法 ・職場内教育（OJT）の特徴 ・職場内教育（OJT）の実施方法（計画の作成・指導・評価）	240分	講義・演習
(7) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅱ（技法）	実践者への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	・職場内教育（OJT）における指導技法の必要性 ・職場内指導におけるコーチング、スーパービジョン、面接の理論と技法	420分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				

(1) 認知症ケアの指導の基本的視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解する。	・認知症ケアの実践者に必要な知識、技術、態度の理解 ・実践リーダーに必要な基本的態度 ・認知症ケアの指導に必要な視点（倫理、権利擁護、食事、入浴等の指導）	60分	講義・演習
(2) 認知症ケアに関する倫理の指導	認知症ケアにおける倫理的課題の解決方法を理解するとともに、実践リーダーとして必要な認知症ケアの倫理の考え方や指導方法について理解する。	・倫理的課題の解決方法 ・終末期ケアの倫理 ・リスクマネジメントにおける倫理 ・職業倫理（利用者－ケア提供者の関係） ・研究倫理	120分	講義・演習
(3) 認知症の人への介護技術指導（食事・入浴・排泄等）	実践者が適切な介護を行うため、食事・入浴などの基本的な生活場面において実践者に必要なアセスメントの視点や介護技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。	・認知症の人の食事・入浴などの介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度 ・実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法	240分	講義・演習
(4) 認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導	実践者が適切な介護を行うため、認知症の人の行動・心理症状（BPSD）に対する介護に必要なアセスメントの視点や介護の技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。	・行動・心理症状（BPSD）への介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度 ・実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法 ・実践事例を踏まえた指導	180分	講義・演習

		課題の明確化、指導目標の設定、指導方法		
(5) 認知症の人の権利擁護の指導	認知症の人の権利擁護に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。認知症ケアにおけるリスクマネジメントの指導の視点を理解する。	・認知症の人の権利擁護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度の理解 ・認知症の人の権利擁護に関する知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の権利擁護に関する指導方法 ・認知症の人の生活リスクを低減するためのリスクマネジメント指導の必要性	240分	講義・演習
(6) 認知症の人の家族支援方法の指導	認知症の人の家族支援に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。	・認知症の人の家族支援に関する基本的態度や必要な知識、技術の理解 ・認知症の人の家族支援に関する実践者の知識や技術の評価の視点と方法 ・認知症の人の家族支援に関する指導方法	180分	講義・演習
(7) 認知症の人へのアセスメントとケアの実践に関する指導	認知症の人の生活の質を向上させるため、アセスメントやケアの実践に関する評価方法や指導方法を身につける。	・認知症の人の生活の質を向上させるための基本的態度や知識、技術の理解 ・認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する評価方法 ・認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する指導方法	240分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 自施設実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症	・認知症ケアの指導の実習の目標設定	420分	講義

	ケアの能力の評価方法を理解する。	・実践者の認知症ケアの能力を評価するための観点とその方法		・演習
(2) 自施設実習	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	・認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、課題に応じた指導目標の設定、指導方法に関する指導計画の作成 ・作成した指導計画に基づいた指導の実践	18日	実習
(3) 結果報告	自施設実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	・実習の課題分析・報告	420分	講義・演習
(4) 自施設実習評価		・実習評価	上記に含む	講義・演習

(3) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義6時間(360分)
職場体験：8時間(480分)

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60分

2 認知症高齢者ケアのあり方	・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60分
4 地域密着型サービスの取組み	・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	150分
現場体験	・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480分

（４） 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間（540 分）

科目	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準	・適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。	60分
2 地域密着型サービスの取組み	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	90分
3 介護従事者に対する労	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	60分

務管理		
4 適切なサービス提供のあり方	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 ＜地域等との連携＞ ・利用者の家族・地域・医療との連携 ・運営推進会議の開催 ＜サービスの質の向上＞ ・アセスメントとケアプランの基本的考え方 ・ケース会議・職員ミーティング ・自己評価・外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成 ＜その他＞ ・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性 など	330分

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間
(540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60分
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分
4 チームケア (記録・カンファレンス・	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分

アセスメント・プラン)		
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(6) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習19.5日間(135時間)
実習：職場実習4週間、他施設実習3.5日(24時間)、実習のまとめ14時間

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護研修総論				
(1) 認知症介護実践者等養成事業の実施	認知症介護実践者等養成事業における各研修の目的や実施の背景、認知症介護指導者養成研修修了者（以下「指導者」という。）の役割について理解し、各研修の現状と課題を踏まえた実施方法を具体的に把握する。	・認知症介護実践者等養成事業の目的と実施の背景 ・実践研修等の概要と実施の方法 ・指導者の役割と実践的な取り組み	3時間	講義
(2) 認知症ケアに関する施策と行政との連携	認知症ケアに関する施策の動向、施策に位置づけられた認知症ケアの専門職の役割やスキルを理解する。行政の役割を理解し、行政と効果的に連携・協働するための視点を理解する。	・認知症ケアと認知症関連施策の歴史 ・認知症施策の動向 ・専門職の役割とスキル ・指導者と行政との連携・協働のポイントと事例	3時間	講義
(3) 研修の目標設定と研修総括	認知症介護指導者養成研修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その達成状況について自己評価できる。自己課題の設定とその評価の経験を基にして、指	・目標設定の理解と方法 ・今後の課題の検討 ・修了後の課題の検討 ・指導者のネットワークについて	13時間	講義・演習

	導者としての自己研鑽のあり方を理解する。			
2 認知症ケアにおける教育の理論と実践				
(1) 教育方法論	認知症ケアの現場や認知症介護実践者等研修において、実践者の課題解決能力を高めるために活用する技法やツールの特徴を理解する。	・ 討議の方法の特徴と活用 ・ 課題分析に関する技法 ・ 事例検討の方法の特徴と活用 ・ 認知症ケアに関連するツール ・ 認知症ケア実践における課題解決の技法の活用（演習）	20 時間	講義 ・ 演習
(2) 授業設計法	認知症ケアにおける授業（講義・演習）の計画書の作成の際に必要な基本的考え方や方法を理解する。模擬授業の計画作成を通して、授業のあり方について理解し、授業のねらいを踏まえた教材を準備することができる。	・ 授業計画や教材の作成の基本的考え方 ・ 授業計画におけるねらいの設定 ・ 授業のねらいを達成するための学習内容と授業の構造 ・ 授業計画の作成や効果的な授業の実施のポイント ・ 授業の評価と改善方法 ・ 授業計画や教材作成（演習）	28 時間	講義 ・ 演習
(3) 模擬授業	授業のねらいを踏まえた授業計画に基づく講義や演習を展開することができる。模擬授業での演習の成果や評価結果に基づいて、授業のねらい、内容、方法について改善のための提案ができる。	・ 模擬授業の実施 ・ 受講者間の討議による模擬授業の評価 ・ 模擬授業の修正	14 時間	演習
(4) 研修企画	研修の位置づけや受講者の力量	・ カリキュラムの基本的	7	講

と評価	等研修の条件に合わせた研修目標、カリキュラムの構築やその評価方法の基本的考え方について理解し、適切な研修企画ができる。	知識 ・研修目標の設定 ・研修内容と順序の検討 ・研修カリキュラムの評価	時間	義 ・ 演 習
3 認知症ケア対応力向上のための人材育成				
(1) 人材育成論	認知症ケアの特徴を踏まえた人材育成について理解する。キャリアパスの構築等効果的な人材育成のための組織体制づくりのあり方を理解する。	・認知症ケアにおける人材育成の特徴 ・人材育成における動機づけ ・効果的な人材育成のための組織体制づくり	3 時間	講 義
(2) 成人教育論	成人教育学における成人の特徴を理解し、効果的な支援のあり方を考察する。	・成人教育学の基本的考え方 ・教育者の役割と倫理 ・学習支援の方法	4 時間	講 義 ・ 演 習
(3) 認知症ケアに関する研究法の概論	認知症ケアについての学術的な課題設定、データ収集、分析・評価などの方法を理解する。	・学術的な研究の考え方とプロセス ・研究課題の設定 ・介入方法に合わせたデータ収集の方法 ・分析と仮説の検証 ・研究成果のまとめ方やプレゼンテーション	3 時間	講 義 ・ 演 習
(4) 職場研修企画	研修で学んだ内容を生かして、認知症ケアにおける研修企画、実践、評価をすることができる。職場研修における取組みの成果を分かりやすく報告することができる。	・職場研修に関するオリエンテーション ・職場研修企画書の作成	14 時間	演 習 ・ 実 習
(5) 職場研修		・企画書に基づいた各職場における授業の実践	4 週間	
(6) 職場研修報告		・職場研修における取組み成果の報告	14 時間	
4 地域における認知症対応力向上の推進				
(1) 地域にお	地域包括ケアシステムや認知症	・関係機関等との連携体	4	講

ける認知症の人への支援体制づくり	の人を支えるための関係機関との連携体制の構築について、基本的考え方を理解し、地域において認知症の人に対する支援体制に関する課題の解決の提案ができる。	制における指導者の位置づけと役割 ・地域資源を活用した関係機関等との連携やネットワーク構築におけるポイント ・医療・介護連携等の課題別の実践事例 ・地域における認知症の人に対する支援体制の目標と課題の整理	時間	義・演習
(2) 他施設・事業所の指導のあり方	認知症の人の生活における課題の解決のため、他施設・事業所（特に在宅サービス）の認知症対応力の向上に向けた指導ができる。他施設・事業所を指導するための態度や視点、関わり方を理解する。	・他施設・事業所を指導するための視点やスキル ・先駆的实践の理解 ・助言に向けた課題分析や行動計画（演習）	4時間	講義・演習
(3) 他施設実習企画	他施設実習の目的や展開方法を理解し、実習に臨むにあたっての倫理的な配慮や実習における指導のあり方について理解する。	・実習の目的と目標 ・実習の流れ ・実習における倫理的配慮や評価、実習施設の課題に対する提案方法	1時間	講義
(4) 他施設実習	研修で学んだ内容を生かして、職場内教育（O J T）、職場外教育（O f f – J T）に関する知識や技術を活用し、他施設・事業所の認知症ケアに対する指導を実践的に展開することができる。	・施設に関する情報収集や分析 ・実習施設に対する認知症ケアの課題解決のための提案内容の検討や提案	3.5日 (24時間)	実習
(5) 他施設実習中間報告	実習施設の課題の発生要因や課題に対する提案内容について、実習生同士で共有・検討することを通して、指導者としての態	・実習での取り組み成果のとりまとめ ・資料に基づいたプレゼンテーション	7時間	演習

	度や視点を深める。	・ 今後の実習の方向性の検討		
(6) 地域における指導の理論と実践（他施設実習総括）	他施設実習での成果を振り返り、指導者としての自己の課題を明らかにした上で、今後、地域で実践するにあたっての取り組みのあり方を検討する。	・ 実習成果の振り返り ・ 実習生間の相互評価・助言 ・ 実習成果の振り返り結果報告	7 時間	演習

（７） 認知症介護指導者フォローアップ研修 講義・演習28時間、研究授業12時間

テーマ	研修目標
1 最新の認知症介護知識（講義・演習 8 時間）	最新の認知症介護の知識と指導方法等について理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方法（講義・演習 8 時間）	チームアプローチとリーダーシップ、スーパーバイズ、コーチングを中心に、認知症介護における人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の具体的方法（演習12時間）	認知症介護における課題解決の具体的方法を修得する。
4 認知症介護における効果的な授業開発（研究授業12時間）	認知症介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得する。

※ 「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4「(1)③ア、(2)⑤ア、(3)⑤ア、(4)④ア、(5)④ア」関係

		第	号
修了証書			
氏名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
あなたは、厚生労働省の定める	[認知症介護基礎研修		
	認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）		
	認知症対応型サービス事業開設者研修		
	認知症対応型サービス事業管理者研修		
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		
を修了したことを証します。			
平成 年 月 日			
		○ ○	県知事 市長
		○ ○ ○ ○	

「(1)③ア、(2)⑤ア（指定法人が行う場合）」関係

		第	号
修了証書			
氏名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			

あなたは、当該法人が〇〇県知事の
指定を受けて行う厚生労働省の定める

〔認知症介護基礎研修
認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）〕

を修了したことを証します。

平成 年 月 日

（指定法人名）

〇 〇 〇 〇

（２）認知症介護研修事業実施要綱４「（６）⑤ア、（７）⑤ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

〔認知症介護指導者養成研修
認知症介護指導者フォローアップ研修〕

を修了

したことを証します。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修〇〇センター長

〇 〇 〇 〇

(別紙 3)

平成 年 月 日

実施主体の長 殿

市 町 村 の 長

推 薦 書

下記の者について、平成〇〇年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いしたい。

受講させたい研修			
推薦する者	氏 名		
	事業所名	住所： 電話： FAX：	
	経験年数		
	既に受講 した研修		受講年次 (年)
			(年)
			(年)
研修を受講することにより基準を満たす職名			

(別紙4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成○年○月○日作成

1 計画の目的

--

2 計画の策定・推進体制

--

3 認知症介護基礎研修

実施計画

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回

[illegible]

4 認知症介護実践研修

①研修対象者

平成〇年現在

職 種	人 数
合 計	人

②実践者研修

区分	対象職種	1回あたりの受講 (予定)者数 (人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数 と受講(予定)者数					計
						平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
実践者研修		人	別紙()		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

③実践リーダー研修

区分	対象職種	1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
						平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
実践リーダー研修		人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人

5 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回

			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの受講（予定）者数 （人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数 と受講（予定）者数					計
				平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	平成 ○ 年度	
人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度までの計	平成○年度までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成○年 度	平成○年 度	平成○年 度	平成○年 度	平成○年 度	平成○年度 までの計	平成○年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

10 その他研修の推進に必要な事項

--

(記載要領)

〇〇県認知症介護研修推進計画（平成〇年度～平成〇年度）

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

- ・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。

2 計画の策定・推進体制

- ・計画の策定・推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、在宅介護支援センター、認知症疾患医療センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。

3 認知症介護基礎研修

①実施計画（記入例）

[illegible]

4 認知症介護実践研修

①研修対象者数（注）

平成○年現在

職 種	人 数
（記入例）	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
〃 の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
⋮	60人
⋮	⋮
合 計	〇〇〇人

（注）・現在数について記載すること。概数でも可。

- ・ 4 ②実践者研修（旧 基礎課程）、4 ③実践リーダー研修（旧 専門課程）の「対象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄を記載すること。
- ・ 実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
- ・ 複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

②実践者研修（記入例）

区 分	対象職種	1回あたりの受講 （予定） 者数 （人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講 （予定）者数					計
						平成 ○年 度	平成 ○年 度	平成 ○年 度	平成 ○年 度	平成 ○年 度	
実 践 者 研 修	特養の生活 相談員・介 護職員、訪 問介護員、 認知症高齢 者グループ ホームの計	40人	別紙 （2）	〇〇県 研修所	31.5 時間	4回	4回	4回	4回	4回	20 回
				グルー プホー ム〇〇 特別養	4 週間	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	800 人

50人	別紙（４）	〇〇社会福祉協議会研修室	6時間	2回	2回	2回	2回	2回	10回
		認知症対応型通所介護 〇〇＋認知症高齢者グループホーム	8時間	100人	100人	100人	100人	100人	500人

②受講者選考にあたっての方針

- 〔・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。〕

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画（記入例）

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
50人	別紙（４）	〇〇県研修所	9時間	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	15回 750人

②受講者選考にあたっての方針

- 〔・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを
中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。〕

7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画（記入例）

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
30人	別紙（5）	〇〇県研修所	9時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	10回 300人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度までの計	平成○年度までの計
3人	3人	3人	3人	3人	14人	29人

②受講者選考にあたっての方針

- ・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度までの計	平成○年度までの計
	2人	2人	3人	3人	3人	15人

2人						
----	--	--	--	--	--	--

②受講者選考にあたっての方針

〔・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。〕

10 その他研修の推進に必要な事項